

## 伝達事項（高齢介護課）

### I ケアプランへの災害避難情報の記載について（依頼）

近年、地震や台風、土砂災害など、市内においても災害が発生しています。災害時に支援を必要とする方については、日ごろから家族やサービス事業所等と災害に備えた話をするのが大切です。

防災に関する意識を高めるため、**令和5年4月より、ケアプランに災害避難情報（緊急連絡先や避難所情報）を記載するなどのご協力をいただきますようお願い申し上げます。**

詳細については、別添「ケアプランへの災害避難情報の記載について（依頼）」及び市ホームページ（ページ番号：80995003）をご参照ください。

### II 家事援助限定型訪問サービスについて

家事援助限定型訪問サービスについて、以下のとおり、実施の目的等の再周知を行いますので、ご確認の上、適正な運営にご協力をお願いいたします。

詳細については、「介護予防・日常生活支援総合事業の手引き（共通版）」及び「家事援助限定型訪問サービスの手引き」をご参照ください【市ホームページ（ページ番号：18014213）に掲載しております】。

## 家事援助限定型訪問サービス ～ 事業創設の目的 ～

◆「家事援助限定型訪問サービス」では、ヘルパー資格ではない、市の研修を修了した「**介護予防・生活支援員**」が**生活援助のみを提供できます**。

◆西宮市では、多様な人材の参入促進を図り、**人材のすそ野の拡大**を進め、一方で介護福祉士等の専門職については限られた人材として、より高度な専門性が必要なケアを提供する人材に特化し、**機能分化を進めて行く**ことを目的とし、本事業を実施しています。

## 訪問型サービスの利用について ～ 「家事援助限定型」か「予防専門型」か ～

- ◆ 訪問型サービスの利用に当たっては、訪問型サービスで生活援助のみの利用をする場合においては、家事援助限定型訪問サービスの利用となります。
- ◆ ただし、生活援助のみの利用であっても、直近の訪問調査結果における「認知症高齢者自立度」がⅡa以上又は精神疾患等がある利用者であって、訪問介護員等の有資格者による専門的なサービス提供が必要と判断されたなどの場合は、予防専門型訪問サービスの利用が認められます。
- ◆ 予防専門型訪問サービスをケアプランに位置づけた場合は、身体介護の利用がある等の場合であっても、位置づけた理由を介護予防サービス計画又は介護予防ケアプランに必ず記載することとする。なお、正当な理由の記載がない場合、第1号事業支給費の返還対象となる場合があるため、留意してください。

2

## 家事援助限定型訪問サービス ～ 研修修了者への情報提供 ～

### 【求人と求職が速やかに結びつくための取り組み】

- 令和4年度は、介護予防・生活支援員養成研修(全3日間)を4回(6月、7月、9月、12月)実施し、計115名が修了されました。
- 指定事業所の求人と研修修了者の求職が速やかに結びつくよう、研修修了者の方に下記の情報を提供しています。
- 研修開催前に各事業所に電子メールで情報提供に関するご案内等を送付しています。積極的にご活用ください。

実施内容	
1	家事援助限定型訪問サービス 法人・事業所一覧の配布(全事業所掲載)
2	研修修了者の採用に意欲的な事業所のチラシ・パンフレットの配布(申込必要)
3	事業所から修了者へのPRタイム(申込必要)
4	ハローワークに提出された求人票を研修会場に掲示・修了者に配布(申込必要)

3

### Ⅲ 福祉用具貸与に係る留意事項について

福祉用具貸与の取り扱いについて、問い合わせが多い項目を中心に、当市の見解を周知しますので、ご確認の上、適正なサービス提供に努めていただきますようお願いいたします。

#### (1) 福祉用具貸与例外給付申請の提出時期について

原則として、利用開始前に申請してください。

ただし、認定結果が出る前に利用していた場合、主治医の所見を得るのに時間がかかった場合などは、申請月の前月1日までさかのぼって確認を出すことは可能です。

やむを得ない事情で提出がそれ以上遅れる場合は必ず連絡をしてください。連絡がなかった場合は、さかのぼって確認を出すことができませんので、ご注意ください。

※要介護認定の新規（区分変更）申請中の場合は、認定の結果が出てから申請してください（提出期限は認定日の属する月の翌月末までです）。ただし、医師への意見の聴取、貸与の必要性の検討等、例外給付の対象になるかの判断は、必ず貸与開始前に行ってください。

※詳細は市ホームページ（ページ番号：15560082）をご参照ください。

#### (2) 特殊寝台附属品のみの貸与について

既に特殊寝台を使用している場合には、特殊寝台付属品のみの貸与について保険給付を受けることは可能です。

ただし、特殊寝台ではなく、通常のベッドを使用している方に対して附属品のみの貸与を行う場合、保険給付の対象とはなりませんのでご注意ください。

#### 【参考】QA（H12.11.12／介護保険最新情報 vol.93）

Q. 介護保険の給付を受けずに車いす、特殊寝台を使用している者が、車いす付属品、特殊寝台付属品のみの貸与を受けた場合でも、介護保険の給付対象となるか。

A. 既に車いす、特殊寝台を使用している場合には、これらについて介護保険の給付を受けているか否かにかかわらず、車いす付属品、特殊寝台付属品のみの貸与について保険給付を受けることは可能である。

以 上

#### 【問合せ先】

西宮市 高齢介護課  
給付・適正化チーム  
TEL0798-35-3048